

第12章 器物損壊

① 事案の概要

1 被疑事実の要旨

被疑者は、令和〇〇年〇月〇日午前〇〇時ころ、東京都荒川区〇〇丁目〇番食堂「△△」前路上において、同所に設置された山川乙男所有のプラスチック製立看板（時価約10万円相当）を足蹴りにして路上に倒した上、靴履きのまま踏みつけて破壊し、もって他人の物を損壊したものである。

2 該当法条

刑法第261条

（器物損壊等）

第261条 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（自己の物の損壊等）

第262条 自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前3条の例による。

（親告罪）

第264条 第259条、第261条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提

見 本

起することができない。

※参考

（公用文書等毀棄）

第258条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

（私用文書等毀棄）

第259条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、5年以下の懲役に処する。

（建造物等損壊及び同致死傷）

第260条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、3年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断

見 本

② 取調べるべき事項

本罪は、258条ないし260条所定の物以外の他人の物（これらを総称して「器物」という）を損壊・傷害することにより成立し、「親告罪」である。

「客体」は、公用文書・権利義務に関する文書・建造物・艦船以外の他人の物であり、財産権の対象となるものであり、動産・（建造物以外の）不動産を問わず、動産には動物も含まれる。

自己所有の物でも、差押を受けていたり、担保に入れていたり、賃貸している場合には、他人の物として扱われる（262条）。

また、本罪は、「親告罪」であり、そのものの所有者のほか、賃借中の物が損壊されたときの賃借権者や、その他正当な権限に基づいてその物を管理する者にも告訴権があると解されているから（最判昭45・12・22刑集24・13・1862）、告訴人等の取り調べに際しては、客体の権利関係や、占有・管理状況などの告訴権の有無に関する事項についても正確な供述を得るとともに、裏付け捜査を尽くす必要がある。

「損壊」は、動物以外の物の毀棄、「傷害」は、動物の毀棄をいい、いずれも物理的な破壊にとどまらず、その物の効用を害する一切の行為をいう。

家屋建築のため地ならしした敷地を起こして畑にする行為、食器への放尿、高校の校庭に立札を掲げ、杭を打ち込んで板付けして保健体育の授業に支障を生じさせる行為、政党の演説用ポスターに「人殺し」と書いたシールを貼り付ける行為なども「毀棄」にあたる。

また、動物を殺傷することはもとより、他人の飼育する魚を養魚池以外に流出させて容易に捕らえられない状態にする行為なども「傷害」にあたる。このように、本罪は、物を再び本^見の用に供することが不可能ないし困難にする行為を処罰するものであるから、「損壊」又は「傷害」の状況とこれによって生じた結果をそれぞれ具体的に録取する必要がある。

なお、不法領得が認められる毀棄（たとえば、他人所有の雨戸を外してその一部を損壊した後、自分の家に持ち帰って自分の家の雨戸として利用する行為）は窃盗罪（第6章 P.72参照）となるから、不法領得の意思の有無についても、忘れないで聴取しておく必要がある。

1 動機、犯行に至る経緯

2 客体（他人の器物）

- ① 所有者、占有者又は管理者に対する認識及びこれらの者との関係、面識
- ② 器物の種類及び形状、その所有、占有及び管理状況に関する認識

3 損壊又は傷害

- ① 損壊又は傷害の具体的な手段、方法
- ② 凶器等を使用している場合には、これらを使用した理由、準備状況
- ③ 結果（損壊及び損害の状況）に対する認識

4 告訴の有無

③ 供述調書の書き方

本 籍 ○○県○○市○丁目○番○号

住 居 不定

職 業 無職 電話 局 番

氏 名 甲野太郎

和○○年○月○日生（○○歳）

上記の者に対する器物損壊被疑事件として、令和○○年○月○日○○警察署において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

1 私は、約1年前から東京都荒川区南千住の簡易宿泊所に住み、日雇いの仕事をしています。

私は、本日、荒川区日暮里駅近^本の前の路上に出ていた看板をわざと蹴ったり、踏みつけたりした^本、告訴されましたので、そのときの状況について話します。

② 私は、昨日午後6時ころ、仕事を終えて日当8,000円をもらい、そのまま日暮里駅近くのパチンコ屋に行き、しばらくパチンコをして遊んだ後、午後10時ころから、駅近くの立ち飲み屋で、つまみは頼まずにコッ

【注意事項】

- ☞① 「器物損壊事件を起こしました。」などといった抽象的な記述ではなく、犯意を明らかにした上、具体的に記載すべきである。
- ☞② 犯行直前の行動である。